

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会と称する。

2 英文における当法人の名称は、Deaf Beach Volleyball Association of Japan（略称「DBVA」）と表示する。

(目的)

第 2 条 当法人は、聴覚障害者スポーツ全般及びデフリンピックを始めとするデフビーチバレーボール競技活動を通して、聴覚障害者の社会参加活動を促進する。

健常や障害また障がいの種類を超えて誰もがスポーツを楽しめる、スポーツにおけるノーマライゼーションを実現する。

スポーツの持つ可能性を拡げ、スポーツの力で社会課題を解決し、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 当法人は、前条の目的を達成し且つ団体としての事業性を強固にするため、次の事業を行う。

(1) 聴覚障害者のビーチバレーボール競技の普及・発展事業

(2) 聴覚障害者のビーチバレーボール競技教室及びビーチバレーボール競技大会の開催事業

(3) 聴覚障害者のビーチバレーボール競技に関する調査・研究事業

(4) 聴覚障害者のビーチバレーボール競技指導者養成及び認定事業

(5) 聴覚障害者の国際ビーチバレーボール競技大会への代表選手選定・派遣事業

(6) 聴覚障害者のスポーツに関する広告・出版事業

(7) 聴覚障害者のスポーツに関する商品の販売事業

(8) 聴覚障害者アスリートによる社会貢献事業

(9) 保育関連施設の運営： 保育園、児童発達支援施設、放課後等デイサービス等、保育に関する施設を運営し、子供たちの健全な成長と発達を支援する。

(10) 児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業

(11) 療育・保育指導プログラムの開発及び販売： 療育や保育に関する指導プログラムを開発し、これを自社施設に導入並びに関連施設や他社の保育現場に提供する。

(12) 保育指導者への教育： 保育士、理学療法士、作業療法士等の保育現場の指導者に対して、専門的な教育を提供し、保育療育の質の向上を図る。

(13) 保育療育に関するセミナーの開催： 保育療育に関する情報や最新の研究成果を共有するため、関連施設や保育指導者向けのセミナーや研修を開催する

(14) 書籍やネットサービスの制作及び販売： 保育療育に関する知識や情報を広く普及するため、関連書籍やオンラインサービスの制作・販売を行い、保護者や関係者に提供する。

(15) 学習塾及び幼児教室の経営

(16) 指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援事業

(17) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、経営指導及びコンサルタント業務

(18) 教育、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施

(19)通信教育の実施、その他教育・学習支援事業

(20)教材、教具、玩具、遊具、スポーツ用品、文房具、化粧品、栄養補助食品、日用品雑貨の開発製造販売

(21)コンピュータ・携帯端末向けソフトウェア等の企画、開発、デザイン、販売、運営、保守、管理及びコンサルティング事業

(22)WEB サービス等の企画、開発、デザイン、販売、運営、保守、管理及びコンサルティング事業

(23)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条当法人は、主たる事務所を大分市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(公告方法)

第5条当法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章社員及び会員

(法人の構成)

第6条当法人の会員は一種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

デフビーチバレーボール競技を支援する者若しくは指導の知識を持つ者であって、当法人の目的に賛同し、その事業の運営に協力するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条当法人に入会しようとする者は、運営委員会において定める入会申込書により入会の申込みをし、運営委員会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会の定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4)会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき

(5)除名されたとき

(6)正会員の過半数の同意があったとき

(退会)

第10条会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて通知するものとする。

(除名)

第11条会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の半数以上であって正

会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)当法人の定款その他の規則に違反したとき

(2)当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第13条当法人は会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第14条当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 総会

(総会)

第15条当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条総会は、一般法人法及びこの定款に別に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第18条第2項第2号又は第19条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第18条定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき

(2)正会員の議決権の2分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第19条総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、総会の目的たる事項、日時及び場所を示して、総会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第20条 総会は、正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)事業の全部又は一部の譲渡

(5)解散及び継続

(6)合併契約の承認

(議決権の代理・書面による行使等)

第22条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の日時及び場所

(2)正会員の現在数

(3)出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む。）

(4)審議事項及び議決事項

(5)議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 総会において出席した正会員の中から議事録署名人2名を選出する。

- 3 議事録には、議長及び議事録署名人が記名押印又は電子署名しなければならない。
- 4 議事録は、総会の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設置等)

第25条 当法人に次の役員を置く。

(1)理事3名以上12名以内

(2)監事3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち10名以内を専務理事とすることができる。
- 4 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務を執行する理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、本法人の理事の中から互選によって選任される。

3 代表理事の選任に際しては、次の手続きが遵守される。(a) 代表理事の選任は、通常の理事会で行われる。(b) 選任に先立ち、理事会は適切な予告を行い、理事全員に代表理事選任の意向を通知する。(c) 代表理事の候補者は、理事会の会合で提案され、議論の対象となる。(d) 選任は、理事の過半数の賛成によって行われる。選任に際しては、会合に出席した理事全員のうち過半数以上の支持を受ける必要がある。(e) 選任が行われた場合、選任された理事は即座に代表理事の地位に就く。

4 代表理事の任期は、理事会の定める期間とする。任期満了後は、再選を含めた新たな選任手続きが行われる。

5 代表理事の辞任、欠員、不在、もしくは理事としての資格喪失が生じた場合は、適切な期間内に新たな代表理事の選任手続きを行う。

6 代表理事の選任に関する詳細な手続きは、理事会の定める規則に基づいて行われる。

7 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

8 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

9 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 あらかじめ定めた順序により他の専務理事は、理事長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、第25条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって解任することができる。

(報酬)

第31条 常勤の理事及び職員に対して報酬を支給する。

2 報酬は、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会及び運営委員会の承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会及び運営委員会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第33条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 当法人は、外部理事及び外部監事との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上であらかじめ当法人が定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章理事会

(構成)

第34条当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び事務局長をもって構成する。

(職務)

第35条理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行に関する決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (4)多額の借財の決定
- (5)重要な使用人の選任及び解任の決定
- (6)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (7)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (8)その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第36条理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、6か月に1回、毎事業年度計2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事長に招集の請求があったとき
- (3)監事及び事務局長が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第37条理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事、事務局長の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条理事会は、議決に加わることができる理事及び事務局長の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事及び事務局長の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる者全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第42条理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印又は電子署名しなければならない。

第6章特別職

(種別及び定数)

第44条当法人に次の特別職を置くことができる。

(1)会長

1名とする。

(2)副会長

2名以内とする。

(3)アドバイザー

定数を定めない。

(選任等)

第45条特別職は、運営委員会が推挙し、理事長が選任する。

(職務)

第46条特別職の職務は次に定める通りとする。

(1)会長は、適宜、当法人の運営に協力する。

(2)副会長は、理事長の諮問に応じ、適宜、当法人の運営に関する助言を行う。

(3)アドバイザーは、理事長の諮問に応じ、適宜、運営実務に関する専門的な助言を行い、また、当法人の運営に協力する。

第7章運営委員会

(種別)

第47条本事業の円滑な実施を促進するため、運営委員会を設置する。

(構成)

第48条運営委員会は、理事長及び事務局長、事務局員をもって構成する。

(権能)

第49条運営委員会は、理事会決定事項の業務を推進するとともに、以下の事項について理事会へ助言・提案する。

(1)事業計画及び事業実施に関すること

- (2)予算、決算に関すること
- (3)その他運営に関する事項
(開催)

第50条運営委員会は、1か月に1回程度開催し、召集は事務局長によるものとする。

第8章専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

第51条当法人に専門委員会及び特別委員会を運営委員会の下に設置することができる。

2 専門委員会及び特別委員会の所管事項、組織及び運営に関する規則は、運営委員会の決議によりこれを別に定める。

3 専門委員会及び特別委員会の各委員長は、前項の規定に基づき理事長が委任した専門的分野における事務を処理する。

第9章基金

(基金の拠出)

第52条当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第53条基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基金拠出者の権利)

第54条基金の拠出者は、理事会の定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第55条基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において行うものとする。

(代替基金積立)

第56条基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、この代替基金についてはこれを取り崩すことはできないものとする。

第10章計算

(事業年度)

第57条当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第58条当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終わるまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分制限）

第60条当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

（残余財産の帰属）

第61条当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益財団法人日本バラスポーツ協会に贈与するものとする。

第11章定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

（定款の変更）

第62条この定款は、総会において正会員の半数以上の出席、正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

（合併等）

第63条当法人は、総会において正会員の半数以上の出席、正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

（解散）

第64条当法人は、一般法人法第148条（同条第3号の事由を除く。）の事由によるほか、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第12章事務局

（事務局）

第65条当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が理事長の承認を得て別に定める。

第 1 3 章附則

(設立時役員)

第 6 6 条

設立時理事 平井望

設立時理事 牛尾洋人

設立時代表理事 牛尾洋人

神奈川県逗子市池子 3 丁目 11 番 7 号

(設立時社員の氏名及び住所)

第 6 7 条

設立時社員は次の通りとする。

平井望 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 423 番地 2

牛尾洋人 神奈川県逗子市池子 3 丁目 11 番 7 号

(最初の事業年度)

第 6 8 条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

以上、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 6 年 1 月 9 日

設立時社員 平井望

設立時社員 牛尾洋人